

安芸高田市ふるさと応援の会広島

第5回 総会・懇親会



安芸高田市
ふるさと
応援の会

と き 平成28年7月31日(日) 16:00

ところ ホテルメルパルク HIROSHIMA

主 催 安芸高田市ふるさと応援の会広島



安芸高田市公式マスコットキャラクター
たかたん

安芸高田市ふるさと応援の会広島第5回総会

— 次 第 —

1 開 会

2 開会挨拶

安芸高田市ふるさと応援の会広島会長

川村 健一

3 来賓祝辞

安芸高田市長

浜田 一義 様

安芸高田市議会議長

藤井 昌之 様

広島県議会議員

児玉 浩 様

衆議院議員

河井 克行 様

4 来賓紹介

5 議長選出

6 議 事

第1号議案 平成27年度事業報告について

第2号議案 平成27年度収支決算について

監査報告

第3号議案 平成28年度事業計画(案)について

第4号議案 平成28年度収支予算(案)について

7 議長解任

8 閉会挨拶

安芸高田市ふるさと応援の会広島副会長

平 昭治

9 閉会

安芸高田市ふるさと応援の会広島懇親会

一 次 第 一

1 開 会 (17時00分～)

2 開会あいさつ

安芸高田市ふるさと応援の会広島会長 川村 健一

3 来賓祝辞

参議院議員 森本 真治 様

4 来賓紹介

5 乾 杯

広島市議会議員 碓井 法明 様

6 懇 親

スピーチ 安芸田市ふるさと応援の会 会長 立川 哲男 様

ふるさと談議 萩原世子さん・織田社長、川村会長

お楽しみ抽選会

神楽観賞 萩原世子さん・羽佐竹神楽 井上団長

羽佐竹神楽団 八岐大蛇

(巻末の神楽案内をご参照下さい)

7 閉会あいさつ

安芸高田市ふるさと応援の会広島 副会長 増川 一幸

第1号議案 平成27年度事業報告について

1 安芸高田市日帰りバスハイク

- ・期日 平成27年5月31日(日)
- ・会場 JA産直市、湧永庭園、原田はやし田、高宮湯の森など
- ・参加者 70名



湧永庭園のバラ園



原田はやし田

2 総会・懇親会の開催

- ・期日 平成27年7月20日(月)
- ・会場 メルパルク広島
- ・内容 総会、会員の交流他
- ・参加者予定 100名
- ・参加者 103名



総会会場



桑田天使神楽団

3 郡山城跡清掃活動への応援隊

- ・期日 平成27年9月27日(日)
- ・会場 郡山城跡
- ・内容 清掃活動の参加応援、史跡めぐり
- ・参加者予定 30名
- ・参加者 11名
(全体では126名)



参加者の皆様



清掃作業

4 川根の柚子もぎ応援隊

- ・期日 平成27年11月15日(日)
- ・会場 安芸高田市川根地区
- ・内容 柚子収穫の手伝い、地元農家との交流
- ・参加者予定 20名
- ・参加者 33名(内子供5名)、本部からの応援2名



柚子もぎ作業
作業



参加者の皆様

5 三地区研修会、研究会

- ・期日 平成 27 年 11 月 28 日(土)
- ・会場 メルパルク広島
- ・内容 本部・関東地区との情報交換
- ・参加者 33 名



会議の様子

6 サンフレッチェ優勝パレード応援

- ・期日 平成 27 年 12 月 23 日(水)
- ・会場 広島市 100m 道路沿い
- ・参加者 6 名



応援の様子

○会議の開催:役員会 3回、理事会 4回、委員会 4回

○会員の状況:広島市 653 名 平成 28 年 3 月 31 日現在

(全国合計 2,054 名)

第2号議案 平成27年度収支決算について

平成27年度安芸高田市ふるさと応援の会広島 収支決算書
(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

収入の部

(単位:円)

項目	当期実績	予算額	摘要
会費	629,500	599,000	
	359,500		総会会費(100人) 350,000
	209,000		バスハイク(70人) 209,000
	61,000		柚子もぎ応援(20人) 40,000
助成金	800,000	800,000	安芸高田市ふるさと応援の会
繰越金	64,031	64,031	26年度繰越
雑収入	3,104	20	利息及び過年度過剰金
合計	1,496,635	1,463,051	

支出の部

項目	事業名	当期実績	予算額	摘要
運営費	事務局運営費	89,835	132,000	
		74,595		事務局運営費 70,000
		3,240		役員名刺印刷費 10,000
		12,000		部会運営費(3部会) 40,000 会議費(飲料等) 12,000
行事費	総会・懇親会	747,819	820,000	
		551,019		会場使用料・食糧費 600,000
		150,000		謝礼金 150,000
		46,800		花束代 20,000 通信費(ハガキ) 50,000
	郡山清掃活動応援	38,880	50,000	チラシ印刷費 50,000
	安芸高田市バスハイク	303,042	325,842	
		239,280		バス借上げ(保険代、高速代含む) 239,280
		54,432		チラシ印刷費 54,432
		9,330		食糧費(弁当) 22,800 飲料代(お茶) 9,330
	川根柚子もぎ応援	86,708	42,100	
		30,500		食糧費(弁当) 20,000
		30,500		土産代(川根物産品) 20,000
792		通信費(切手) 1,600 保険代 500		
24,916		採果ハサミ代		
予備費	0	93,109		
合計	1,266,284	1,463,051		

次期繰越金	230,351
-------	---------

監査報告


監査報告書

平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）における安芸高田市ふるさと応援の会広島の会計について、関係書類及び通帳等を監査したところ、適正に処理されていることを認めました。

平成28年6月2日

安芸高田市ふるさと応援の会広島

監査 渡邊 伸明 

監査 栗栖 誠 

第3号議案 平成28年度事業計画(案)について

◎重点項目

1、三地区との連携強化

本部役員や関東地区役員との交流、商工観光課との協議

2、広島地区の独自な事業

埋もれている魅力の再発見、会員が参加したい事業の企画

3、会員の拡充

企業・同窓会等へのPR、応援の会概要パンフ、

ふるさと応援の会ホームページの利用による啓発

URL:<http://akitakata-yell.org/>

4、役員の充実・研修

総務部会、事業部会、会員部会、女性部会の部会活動の強化

さらに広島地区会員の親睦・連携を深めるために、会員同士がより親密な協力や交流が出来る事業を、安芸高田市や安芸高田市ふるさと応援の会本部及び関東地区と連携して推進します。

☆☆施設利用優待券の利用促進(5枚綴り 有効期限:平成29年7月31日)☆☆

- 神楽門前湯治村 …入浴料 300 円 OFF
- たかみや湯の森 …入浴料 300 円 OFF
- 安芸高田市歴史民俗博物館 …施設入館料無料
- 八千代の丘美術館 …施設入館料無料
- 八千代町サイクリングターミナル …自転車貸出 300 円 OFF
- エコミュージアム川根 …食事料金 300 円 OFF
- サンフレッチェ広島・湧永レオリックの試合観戦
…ホームゲーム試合会場当日券 500 円 OFF
- リージャスクレストゴルフクラブ・八千代カントリークラブ
…プレー費 500 円 OFF
- 土師ダムグラウンドゴルフ場 …プレー費無料

◎事業の概要

1 ふるさと談議

- ・媒体 FMちゅーピー(76.6MHZ)の「朝ラジ！」(午前 8 時～)
- ・期日 平成 28 年 6 月 21 日(火)午前 8 時 20 分頃～ 川村会長出演
- ・同会総会の概要や設立経緯、日頃の活動などを紹介し、応援の会も広くPR する

2 総会・懇親会の開催

- ・期日 平成 28 年 7 月 31 日(日)
- ・会場 メルパルク広島
- ・内容 総会、会員の交流他
- ・参加者予定 105 名

3 ふるさと安芸高田市を学ぶ会(安芸高田市ふるさと通になろう)

- ・期日 平成 28 年 8 月 18 日(木)
- ・会場 中区立町 2-25 IG石田学園ビル
- ・内容 安芸高田市ものがたりにより、産業、人々のくらし、歴史、文化を学ぶ
- ・参加者予定 40 名

4 料理用トマト収穫応援隊

- ・期日 平成 28 年 8 月 27 日(土)
- ・会場 安芸高田市向原町 稲垣様のトマト圃場
- ・内容 料理用完熟トマトの収穫応援
- ・参加予定者 20 名

5 郡山城跡清掃活動への応援隊

- ・期日 平成 28 年 9 月 25 日(日)
- ・会場 郡山城跡
- ・内容 清掃活動の参加応援、史跡めぐり
- ・参加者予定 30 名

6 安芸高田市日帰りバスハイク

- ・期日 平成 28 年 10 月 2 日(日)
- ・会場 梨狩り、神楽門前湯治村、JA産直市
- ・参加者 45 名

7 川根の柚子もぎ応援隊

- ・期日 平成 28 年 11 月 13 日(日)
- ・会場 安芸高田市川根地区
- ・内容 柚子収穫の手伝い、地元農家との交流
- ・参加者予定 30 名

8 健康作り体操

- ・期日 平成 29 年 1 月 27 日(金)
- ・対象 役員及び広島会員
- ・内容 家庭で出来るメタボ・ロコモ予防体操
- ・参加者予定 30 名

9 神楽勉強会

- ・期日 平成 29 年 2 月 24 日(金)
- ・対象 役員及び広島会員
- ・内容 歴史文化としての、神楽の基礎知識から学ぶ
- ・参加者予定 30 名

第4号議案 平成28年度収支予算(案)について

平成28年度安芸高田市ふるさと応援の会広島 予算

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

収入の部

項目	予算額	摘要						
会費	607,500	<table border="0"> <tr> <td>総会会費(105人)</td> <td>367,500</td> </tr> <tr> <td>バスハイク(45人)</td> <td>180,000</td> </tr> <tr> <td>柚子もぎ応援(人)</td> <td>60,000</td> </tr> </table>	総会会費(105人)	367,500	バスハイク(45人)	180,000	柚子もぎ応援(人)	60,000
総会会費(105人)	367,500							
バスハイク(45人)	180,000							
柚子もぎ応援(人)	60,000							
助成金	900,000	安芸高田市ふるさと応援の会						
繰越金	230,351	26年度繰越						
雑収入	20	利息及び過年度過剰金						
合計	1,737,871							

支出の部

項目	事業名	予算額	摘要												
運営費	事務局運営費	270,000	<table border="0"> <tr> <td>総会旅費 本部 10000×4名</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>総会旅費 関東 40000×2名</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>事務局運営費</td> <td>80,000</td> </tr> <tr> <td>役員名刺印刷費</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>部会運営費(3部会)</td> <td>35,000</td> </tr> <tr> <td>会議費(飲料等)</td> <td>15,000</td> </tr> </table>	総会旅費 本部 10000×4名	40,000	総会旅費 関東 40000×2名	80,000	事務局運営費	80,000	役員名刺印刷費	20,000	部会運営費(3部会)	35,000	会議費(飲料等)	15,000
総会旅費 本部 10000×4名	40,000														
総会旅費 関東 40000×2名	80,000														
事務局運営費	80,000														
役員名刺印刷費	20,000														
部会運営費(3部会)	35,000														
会議費(飲料等)	15,000														
行事費	総会・懇親会	900,000	<table border="0"> <tr> <td>会場使用料・食糧費</td> <td>551,000</td> </tr> <tr> <td>謝礼金(神楽公演料)</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>イベント代(抽選記念品ほか)</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>通信費(ハガキ)</td> <td>94,000</td> </tr> </table>	会場使用料・食糧費	551,000	謝礼金(神楽公演料)	200,000	イベント代(抽選記念品ほか)	55,000	通信費(ハガキ)	94,000				
	会場使用料・食糧費	551,000													
	謝礼金(神楽公演料)	200,000													
	イベント代(抽選記念品ほか)	55,000													
	通信費(ハガキ)	94,000													
	郡山清掃活動応援	39,000	チラシ印刷費 39,000												
	安芸高田市バスハイク	340,000	<table border="0"> <tr> <td>チラシ印刷費</td> <td>55,000</td> </tr> <tr> <td>バス借上げ(保険代、高速代含む)</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>食糧費(弁当)</td> <td>67,500</td> </tr> <tr> <td>入場料金(ナシ園・神楽ドーム)</td> <td>67,500</td> </tr> </table>	チラシ印刷費	55,000	バス借上げ(保険代、高速代含む)	150,000	食糧費(弁当)	67,500	入場料金(ナシ園・神楽ドーム)	67,500				
チラシ印刷費	55,000														
バス借上げ(保険代、高速代含む)	150,000														
食糧費(弁当)	67,500														
入場料金(ナシ園・神楽ドーム)	67,500														
川根柚子もぎ応援	60,800	<table border="0"> <tr> <td>食糧費(弁当)</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>土産代(川根物産品)</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>保険代</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>採果ハサミ代</td> <td></td> </tr> </table>	食糧費(弁当)	30,000	土産代(川根物産品)	30,000	保険代	800	採果ハサミ代						
食糧費(弁当)	30,000														
土産代(川根物産品)	30,000														
保険代	800														
採果ハサミ代															
健康作り体操教室	20,000	講師派遣料													
神楽勉強会教室	30,000	講師派遣料、資料コピー代													
郷土学習費(本代)	25,000	教本代金													
	予備費	53,071													
合計		1,737,871													

安芸高田市ふるさと応援の会広島 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、安芸高田市ふるさと応援の会広島（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、広島市近郊の安芸高田市ふるさと応援の会会員を対象に、さらに充実した活動を展開するとともに、会員相互の一層の親睦と連携を図り、安芸高田市のあらゆる活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 安芸高田市ふるさと応援の会事業への参加、支援。
- (2) 本会会員の親睦、情報交換及び会員の拡充。
- (3) その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、安芸高田市ふるさと応援の会会員で、広島市近郊の会員をもって構成する。

(入退会)

第5条 本会の会員は、安芸高田市ふるさと応援の会会員で、第4条に該当する会員は自動的に入退会することとする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 専務理事 | 1名 |
| (4) 常務理事 | 1名 |
| (5) 常任理事 | 4名 |
| (6) 理 事 | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2名 |
| (8) 会 計 | 1名 |

(顧問及び参与)

第7条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。

(1) 顧問、参与は、会長が委嘱する。

(役員職務)

第8条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 専務理事は、会長の命に従い、本会の会務を掌理する。
- (4) 常務理事は、専務理事を補佐し、専務理事に事故あるときはその職務を代行する。
- (5) 常任理事は、常任理事会を構成し、本会の会務を執行する。
- (6) 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の決議に基づき本会の業務を実施する。
- (7) 監事は、会計を監査し、総会において監査報告をする。
- (8) 会計は、本会の会計を担当する。

(役員選出)

第9条 役員選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、総会において選出する。
- (2) 副会長は、総会において選出する。
- (3) 専務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- (4) 常務理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- (5) 常任理事は、各部長をもって充てる。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。
- (6) 理事は、本会の会員の中から会長が委嘱する。但し、必要に応じて会長は学識経験者等を委嘱することができる。
- (7) 監事は、総会において選出する。
- (8) 会計は、会長が任命する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、3年とし、再任することができる。但し、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定は、顧問及び参与に準用する。この場合において「役員」とあるのはそれぞれ「顧問」「参与」と読み替えるものとする。

第4章 会 議

(会議)

第11条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 常任理事会
- (3) 理事会

(総会)

第12条 総会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 総会は、年1回開催する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 本会の基本方針及び事業計画に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 役員任免に関すること。
 - (5) その他本会の運営に関すること。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、専務理事が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 常任理事会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会、理事会の諮る事項に関すること。
 - (2) 本会の事務事業の実施に関すること。
 - (3) 予算及び決算事務に関すること。
 - (4) その他本会の運営に関すること。
- 3 会議は、常任理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。
- 4 会議の議決は、出席常任理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第14条 理事会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 理事会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 会議は、理事の過半数の出席で成立する。但し、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席したものとみなす。
- 4 会議の議決は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専決処分)

第15条 会長は、会議を招集するいとまがない時で、会議の権限に属する事項で軽易なものについてはこれを専決処分することができる。

第5章 会 計

(経費)

第16条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

第6章 雑 則

(事務局)

第18条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は常任理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成24年11月 3日から施行する。
- 2 この規約は、平成27年 7月20日から施行する。

安芸高田市ふるさと応援の会広島 部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安芸高田市ふるさと応援の会広島（以下「本会」という。）規約第19条に基づき、部会に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 本会の部会は、次のとおりとし、別表1の事務を所掌する。

- (1) 総務部会
- (2) 事業部会
- (3) 会員部会
- (4) 女性部会

(役員)

第3条 本会の部会に、次の役員を置く。

- (1) 部長 1名（常任理事就任）
- (2) 副部長 1名（事務局次長就任）

(職務)

第4条 部会の役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、当該部会を代表し、部会を統括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 部会は、部長が必要に応じて招集し、議長となる。

- (1) 会議は、出席部員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。
- (2) 役員は、部会会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関する事項は会長が定める。

附則 この規程は、平成 27年 7月 20日から施行する。

別表1 (規程第2条関係)

部会名	所掌事務
総務部会	1 総括、総合調整等に関する事。 2 市、本部等との調整、渉外に関する事。 3 その他各部会に属さない事項に関する事。
事業部会	1 事業の企画、実施に関する事。 2 安芸高田市の魅力再発見に関する事。
会員部会	1 会員の加入促進、交流に関する事。 2 企業、同窓会等への啓発に関する事。
女性部会	1 女性役員、女性会員の参画促進に関する事。 2 魅力あるプランづくりに関する事。

安芸高田市ふるさと応援の会広島 第5回総会 ご来賓出席者名簿

番号	団体・役職	氏名
1	安芸高田市長	浜田 一義
2	安芸高田市議会議長	藤井 昌之
3	安芸高田市議会副議長	青原 敏治
4	広島県議会議員	児玉 浩
5	衆議院議員	河井 克行
6	参議院議員	森本 真治
7	安芸高田市副市長	竹本 峰昭
8	安芸高田市教育長	永井 初男
9	(公財)安芸高田市地域振興事業団理事長	藤川 幸典
10	(株)神楽門前湯治村代表取締役社長	溝本 郁夫
11	広島市議会議員	碓井 法明
12	広島市議会議員	木山 徳和
13	安芸高田市ふるさと応援の会広島 顧問	山下 哲夫
14	広島市経済観光局観光政策部長	政氏 昭夫
15	広島市役所企画総務局企画調整部長	阪谷 幸春
16	安芸高田市ふるさと応援の会本部 顧問	織田 秀和
17	安芸高田市ふるさと応援の会本部 顧問	香川洋之助
18	安芸高田市ふるさと応援の会本部 会長	立川 哲男
19	安芸高田市ふるさと応援の会関東地区 副会長	中村 健郎
20	安芸高田市ふるさと応援の会本部 副会長	前川 民也
21	安芸高田市ふるさと応援の会本部 副会長	三宅七生治
22	安芸高田市ふるさと応援の会本部 監事	和田 孝一

(敬称略・順不同)

安芸高田市の神楽

安芸高田市の神楽は、出雲流神楽が石見神楽を経て、江戸期にこの地域に伝えられたと考えられます。また、その過程で、九州の神楽・備中神楽、さらには中国山地一帯の古くから伝わる農民信仰などの影響を受けて、現在の形態になったといわれます。

現在では安芸高田市内に 22 の神楽団が存在しています。神楽団の団員たちは、日常は各々の仕事や勉学に励みながら、プライベートな時間を利用して神楽の継承と保存に日々努力をしています。

羽佐竹神楽団のプロフィール

羽佐竹神楽団は、江戸期より先人・先輩たちによって舞い継がれ、昭和 47 年地域全戸（約 130）戸を会員として羽佐竹神楽講演会を創立し、昭和 54 年広島県無形民俗文化財の認定を頂き、それを伝承して参りました。

また、平成 20 年度より本川小学校をお借りして、広島市内の神楽好きな子どもたちに神楽を体験してもらうことを目的に、神楽ふれあい教室を行っております。

今年の奉納神楽

- 羽佐竹山崎八幡神社前夜祭：9 月 21 日
（山崎八幡神社舞殿）
- 羽佐竹大仙神社前夜祭：11 月 22 日
（羽佐竹コミュニティホーム）
- その他の出演予定については、HP をご覧下さい。
HP：<http://hasadake.kakurezato.com//>



羽佐竹神楽団、本日の出演メンバー（敬称略）

大太鼓：井上秀志（団長） 小太鼓：八島芳樹 手打鐘：佐々田直貴 笛：田坂隆太
素戔鳴尊：角保賢臣 足名稚：吉岡正典 手名稚：畑田 清 奇稲田姫：中村紀昌
大蛇：神田賢二 西原昌利 岡崎儀臣 下岡佑也
下岡弘史 泉 圭汰 神田竜也 藤島直樹
裏方：今田節夫 泉 安秀 稲田圭介 八島大樹 高橋美優 稲田拓斗

八岐大蛇のあらすじ

高天原を追われた日の神の弟素戔鳴尊が、出雲の国簸の川上流へさしかかったところ、足名稚、手名稚の老長者夫婦が「この地一帯を田畑に開き川を利用して田の水をとった報いか、八人もいたわが娘が八岐の大蛇に年々奪われ、今またこの姫までも呑み取られるときが来た」と最期の娘、奇稲田姫とともに嘆き悲しんで助けを求めてきた。

尊は、姫を嫁にもらうことを老夫婦と約束し、大蛇の出現を待った。やがて、たなびくむら雲に乗って現われた

大蛇に、巧みに樽酒を吞ませ酔った大蛇と大格闘のすえ退治する。この時、尾から出たひと振りの剣を尊は天叢雲剣と名付け日の神に捧げる。